

平成28年1月29日成田市規則第1号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部の施行期日を定める規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年条例第35号）附則第1項第2号に掲げる規定の施行期日は、平成28年2月1日とする。